

2015年2月20日

中西和久 殿

有馬勇氏 代理人

主任弁護士 伊賀興一

貴殿の2015年1月19日付の書面、および同月22日付の訂正の書面、いずれも受領しました。

しかしながら、貴殿の上記書面は、当職らが貴殿に対して2014年7月4日付「申し入れ書」において行った、「差別発言のでっちあげ」についての謝罪要求と、全国演鑑連運動への中傷非難と業務妨害行為を直ちにやめるよう申し入れたことに対し、全く回答になっていません。

改めて貴殿に対し通告します。

貴殿は、10数年前の私的会話の中に「差別発言があった」と一方的に断定し、それを吹聴し、さらに、全国演鑑連や劇団協の企画する諸会議や諸活動に対してまで、自己の断定に対しては批判を許さない態度で絶対視し、「傍観者は加害者だ」などというキャンペーンを同調者とともに継続していることは、有馬に対する甚だしい人権侵害行為であり、併せて、全国演鑑連などへの業務妨害行為であります。

貴殿及びその同調者は、これらの行為を直ちにやめなければなりません。

今後、同様の行為の継続が認められた場合、関係者間において協議し、法的手段等をとらざるを得ない場面も生じること、念のため申し添えます。